

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月19日
【会社名】	TDK株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上釜 健宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目9番1号
【電話番号】	03(6852)7116
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 桃塚 高和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目9番1号
【電話番号】	03(6852)7116
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 桃塚 高和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与するため、会社法第238条第2項及び第240条第1項の定めに従い、平成25年6月19日開催の当社取締役会において、平成25年7月6日に2
[報告内容]に記載の新株予約権を発行することを決議したので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 銘柄

T D K株式会社2013年株式報酬型新株予約権

(2) 発行数

382個(38,200株)

(3) 発行価格

以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格 (C)

株価 (S) : 2013年(平成25年)7月6日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)

行使価格 (X) : 1円

予想残存期間 (T) : 10.1年

ボラティリティ (σ) : 10.1年間(2003年(平成15年)5月31日から2013年(平成25年)7月6日まで)の当社普通株式の普通取引の各取引日の終値に基づき算出した変動率

無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り (q) : 10.1年間(2003年(平成15年)5月31日から2013年(平成25年)7月6日まで)の配当利回り(=配当金÷配当日の前取引日の株価終値)の平均を年率換算したもの

標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数 当社普通株式38,200株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式、株式の内容は単元株式数100株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当の場合は、当該株式無償割当の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使期間

2013年（平成25年）7月7日から2033年（平成45年）7月6日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記 の場合を除き、2013年（平成25年）7月7日から2016年（平成28年）7月6日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、2016年（平成28年）7月7日以降行使することができる。

新株予約権者は、2016年（平成28年）7月6日までに、以下A、Bに定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

A 新株予約権者が、当社の役員および使用人（常勤相談役・常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤相談役・非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合、当該喪失日の翌日から7年間。

B 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間。

2016年（平成28年）7月7日以降、新株予約権者が当社の役員および使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役4名(176個)、執行役員12名(206個)、計16名(382個)に割り当てる。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締

役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当なし。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(14) 新株予約権を割り当てる日

2013年(平成25年)7月6日

(15) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

以上